

○外部評価実施要項

(令和4年5月17日制定)

(目的)

第1条 この要項は、阪南大学(以下「本学」という。)における自己点検・評価活動について、第三者の立場からの評価を仰ぐため、内部質保証推進委員会規程第2条第5項に基づき、阪南大学の内部質保証の推進に関する外部評価についての手順を定める。

(外部評価者の選出)

第2条 外部評価を行う者を選出する際は以下の点を考慮し、内部質保証推進委員会(以下「推進委員会」という。)にて協議の上行う。

選出人数は若干名とし、複数の外部評価者となるよう努めるものとする。

- (1) 教育に関する見識の高い者若しくは機関
- (2) 大学や地域等、行政に関する見識の高い者若しくは機関
- (3) 企業等産業界に関する見識の高い者若しくは機関
- (4) その他内部質保証推進委員会において必要と認める者若しくは機関

(外部評価運用)

第3条 第2条において選出された外部評価者は、推進委員会が要請する事項について評価を行い、書面による報告書を推進委員会に提出する。推進委員会は必要に応じて、外部評価者を招聘し、意見交換会を実施することができる。また、外部評価の結果については、大学ホームページにて公表する。

(外部評価結果の活用)

第4条 外部評価により、改善の必要性について指摘された内容は、推進委員会において、全学自己評価実施委員会とともに必要な方策について協議する。

(外部評価者の出張旅費)

第5条 外部評価者を招聘したときは、阪南大学旅費規則に基づき出張旅費を支給する。

(改廃)

第6条 この要項の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長が行う。

(事務)

第7条 外部評価者との必要な連絡や調整などの事務については、学長室総務企画課が行い、外部評価の円滑な運営に努めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年5月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。